

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本たばこ産業株式会社			コード	2914
提出日	2021/2/26	異動（予定）日	2021/3/24		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ・ 既に社外役員となっている者を独立役員に指定するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	幸田 真音	社外取締役	○													○		有
2	長嶋 由紀子	社外取締役	○										△					有
3	木寺 昌人	社外取締役	○										○				新任	有
4	三村 亨	社外監査役	○									△					指定	有
5	大林 宏	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
6	吉國 浩二	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。 なお、幸田真音氏は過去に日本放送協会の経営委員を務め、現在は株式会社日本取引所グループの社外取締役です。当社は双方との間に支払関係がありますが、これらの役職は業務執行者にあたらないことから、上表「役員の属性」に記載しておりません。それぞれの支払金額は、日本放送協会の2019年度経常事業収入の0.001%未満、株式会社日本取引所グループの2019年度連結営業収益の0.005%未満であることに加え、いずれも当社の2020年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、日本放送協会に対する支払関係については、放送法に基づく交渉余地のない一定の受信料であり、事業取引に該当しないものです。	国際金融に関する高い識見及び政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験、並びに作家活動にて発揮されている深い洞察力及び客観的な視点を有していることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
2	長嶋由紀子氏は株式会社リクルートホールディングスの出身者であり、現在は同社の常勤監査役を務めております。当社は同社との間に採用等の取引関係がありますが、その取引金額は、同社の2019年度連結売上収益の0.01%未満であることに加え、当社の2020年度連結売上収益の0.01%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	事業創発や企業経営に深く携わってきた経験及び監査役としての経験、並びに経営と監査双方の立場により培われた高い識見を有していることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
3	木寺昌人氏は2020年4月30日から当社非常勤アドバイザーとして報酬を受けていることから、上表「役員の属性」に記載しております。なお、2021年3月24日の定時株主総会での選任を以て当該契約は終了予定です。同報酬は同氏の有する経験・見識に基づく当社経営・事業への助言に対する対価として支払われたものであり、当社所定の独立性基準（年間1,000万円未満）を満たしているため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、同氏は丸紅株式会社の社外取締役を務めております。当社は同社との間に資材調達等の取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2019年度連結収益の0.001%未満であることに加え、当社の2020年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	長年に亘り外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い知識を有していることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
4	三村亨氏は主要株主である財務省の出身者です。同氏は、右記の「選任の理由」に記載のとおり当社の社外監査役に適任であると判断しており、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしております。また、財務省の要職を退任してから9年以上経過しており、2020年11月24日取締役会を以て改定した当社所定の独立性基準（遡及期間5年）を満たしていることから、新たに独立役員として指定する予定です。 また、同氏は過去に株式会社エルテスの取締役を務めておりました。当社は同社との間にウェブ調査等の取引関係がありますが、同氏は業務執行を行っていなかったことから、上表「役員の属性」に記載しておりません。同社との取引金額は、同社の2019年度連結売上高の1.2%未満であることに加え、当社の2020年度連結売上収益の0.002%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	長年に亘る各省庁における幅広い領域での要職及び研究所理事長等としての豊富な経験を通じ、金融、グローバルなリスクマネジメント、地政学、企業法務等の幅広い知見を有していることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定する予定です。
5	該当事項はありません。 なお、大林宏氏は三菱電機株式会社の社外取締役及び大和証券株式会社の社外監査役を務めております。大和証券株式会社は当社株式を保有していますが、その持株比率は0.01%未満です。また、当社は双方との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではないことから、上表「役員の属性」に記載しておりません。それぞれの取引金額は、三菱電機株式会社の2019年度連結売上高の0.001%未満、大和証券株式会社の2019年度連結営業収益の0.001%未満であることに加え、いずれも当社の2020年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	法曹界における豊富な経験に加え、幅広い業界での社外役員としての経験、及びそれらに基づく高い識見を有していることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

6	吉國浩二氏は日本放送協会の出身者です。当社は、日本放送協会に対して、一定の受信料の支払を行っておりますが、放送法に基づく交渉余地のないものであり、事業取引に該当しないものです。その支払金額は日本放送協会の2019年度経常事業収入の0.001%未満であり、当社の2020年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	長年に亘るジャーナリズムで培われた政治・経済等の知見と、事業部門・間接部門全般に精通した経営の経験、及びそれらに基づく幅広い知見を有していることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
---	---	--

4. 補足説明

金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の取締役会において制定した「社外役員の独立性基準」では、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者とすることを定めております。		
1. 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者 2. 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者 3. 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者 4. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者） 5. 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者） 6. 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは監査法人に所属する者 7. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者） 8. 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者） 9. 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者 10. 以下の各号に掲げる者の近親者 (1)上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者） (2)当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員 (3)最近において(1)又は(2)に該当していた者		
(注釈) ・ 当社が主要株主である法人等の団体 当社が、発行済み株式総数の10%超を保有している法人等の団体 ・ 当社の主要株主／主要株主である法人等の団体 当社の発行済み株式総数10%超を保有している者／法人等の団体 ・ 当社の主要な取引先／当社を主要な取引先とする者 事業年度において、当社との間で当社連結売上高の2%超の取引がある者／当社との間で取引先の連結売上高の2%超の取引がある者 ・ 当社の主要な借入先その他の大口債権者 当社事業報告「企業集団の主要な借入先」に記載している金融機関及び過去の大型M&A時等にリリース資料等において借入先、主幹事会社等として記載した金融機関 ・ 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して事業年度に1,000万円超の報酬を得ている者 法人等においては、事業年度における年間総収入の2%以上。ただし2%を超えていなくとも、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価が1,000万円を超える場合は多額とする ・ 当社から多額の寄付を受け取っている者 当社から、事業年度に1,000万円超の寄付を受け取っている者。その者が法人等の団体である場合は、事業年度に1,000万円又は当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超える寄付を受け取っている当該団体に所属する者 ・ 近親者 配偶者及び2親等以内の親族 ・ 重要な業務を執行する者 役員、部長クラスの者 ・ 遡及措置（「最近において」の判断基準） 過去5年を遡及期間とする		
なお、上記注釈にかかわらず、対象者の過去及び現在の従業の状況等を調査検討した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、取締役会の承認を経て、当該人物を、独立性を有する社外役員とする場合がある。その場合は、判断理由を対外的に説明するものとする。		

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。